

茨城工業高等専門学校創立50周年記念事業実施委員会専門部会要項

〔平成24年6月25日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城工業高等専門学校創立50周年記念事業実施委員会規則第6条第2項の規定に基づき、専門部会の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 創立50周年記念事業実施委員会(以下「委員会」という。)に、次表の左欄に掲げる専門部会を置き、これらの専門部会の所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

専門部会名称	所 掌 事 項
記念行事等策定専門部会	1 記念式典、記念講演会及び記念祝賀会の実施に関する事。 2 その他記念事業に関する事。
記念出版物編纂専門部会	1 50周年記念誌の刊行に関する事。 2 その他記念出版物に関する事。
地域等連携強化専門部会	1 地域企業等との連携強化事業に関する事。 2 卒業生等との連携交流事業に関する事。
将来構想策定専門部会	1 ポスト50年の将来構想策定事業に関する事。
記念事業支援基金専門部会	1 50周年記念事業の実施に係る基金に関する事。

(組織)

第3条 前条の専門部会の委員は、委員会に所属する委員の中から委員長が指名する。

2 専門部会に部会長を置き、専門部会に所属する委員の中から委員長が指名する。

3 部会長は、専門部会を招集し、議長となる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する専門部会委員がその職務を代行する。

5 部会長が必要と認めるときは、委員会の意見を聴いて、委員会に所属する委員以外の者の中から専門部会の委員を加えることができる。

(定足数及び議決方法)

第4条 専門部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第5条 部会長は、必要に応じて、審議結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第6条 専門部会の事務は、関係部署において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会において審議する。

附 則

1 この要項は、平成24年6月25日から施行する。

2 この要項は、事業の終了をもって廃止する。